

令和 8 年 9 月

郡 山 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

議案第115号	令和8年度郡山市一般会計補正予算（第7号）	4
議案第116号	令和8年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	37
議案第117号	令和8年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	45
議案第118号	令和8年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第1号）	53
議案第119号	令和8年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第1号）	62
議案第120号	令和8年度郡山市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	70
議案第121号	令和8年度郡山市多田野財産区特別会計補正予算（第1号）	78
議案第122号	令和8年度郡山市河内財産区特別会計補正予算（第1号）	86
議案第123号	令和8年度郡山市月形財産区特別会計補正予算（第1号）	94
議案第124号	令和8年度郡山市舟津財産区特別会計補正予算（第1号）	102
議案第125号	令和8年度郡山市舘財産区特別会計補正予算（第1号）	110
議案第126号	令和8年度郡山市浜路財産区特別会計補正予算（第1号）	118
議案第127号	令和8年度郡山市横沢財産区特別会計補正予算（第1号）	126
議案第128号	令和8年度郡山市中野財産区特別会計補正予算（第1号）	134
議案第129号	令和8年度郡山市後田財産区特別会計補正予算（第1号）	142
議案第130号	郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	155
議案第131号	郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	157
議案第132号	郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	158
議案第133号	郡山市立学校条例等の一部を改正する条例	160
議案第134号	郡山市保育所条例の一部を改正する条例	162
議案第135号	郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び郡山市病院及び介護医療院条例の一部を改正する条例	165
議案第136号	郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	167
議案第137号	郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例	169
議案第138号	郡山市交通安全対策会議条例を廃止する条例	172
議案第139号	工事請負契約について	173

議案第140号	和解及び債権の放棄について	175
議案第141号	郡山市放課後児童クラブの指定管理者の指定について	179
議案第142号	専決処分の承認を求めることについて	180
報告第 16号	専決処分事項の報告について	198

令和8年度郡山市一般会計補正予算（第7号）

令和8年度郡山市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,287,897千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,093,505千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加は、「第5表地方債補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 地方特例交付金		311,793	218,236	530,029
	1 地方特例交付金	305,793	218,236	524,029
13 地方交付税		14,132,000	119,203	14,251,203
	1 地方交付税	14,132,000	119,203	14,251,203
17 国庫支出金		25,262,082	36,543	25,298,625
	1 国庫負担金	19,900,371	17,935	19,918,306
	2 国庫補助金	5,266,478	17,876	5,284,354
	3 委託金	95,233	732	95,965
18 県支出金		12,394,593	10,609	12,405,202
	1 県負担金	6,726,206	8,967	6,735,173
	2 県補助金	4,850,966	1,642	4,852,608
19 財産収入		363,549	13,133	376,682
	1 財産運用収入	243,060	7,988	251,048
	2 財産売払収入	120,489	5,145	125,634
20 寄附金		221,096	23,603	244,699
	1 寄附金	221,096	23,603	244,699
22 繰越金		1,600,000	4,860,258	6,460,258
	1 繰越金	1,600,000	4,860,258	6,460,258
23 諸収入		3,395,081	1,212	3,396,293
	5 雑入	437,751	1,212	438,963
24 市債		6,114,600	5,100	6,119,700
	1 市債	6,114,600	5,100	6,119,700
歳 入	合 計	142,805,608	5,287,897	148,093,505

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		15,824,069	4,831,328	20,655,397
	1 総務管理費	12,232,696	4,831,050	17,063,746
	3 戸籍住民基本台帳費	930,590	278	930,868
3 民生費		59,244,756	117,588	59,362,344
	1 社会福祉費	3,312,552	364	3,312,916
	2 心身障害者福祉費	9,014,084	732	9,014,816
	3 老人福祉費	11,688,980	49,994	11,738,974
	4 児童福祉費	29,146,238	66,498	29,212,736
4 衛生費		12,896,520	2,496	12,899,016
	1 保健衛生費	6,184,709	2,496	6,187,205
6 農林水産業費		3,710,756	1,453	3,712,209
	1 農業費	3,348,971	△4,061	3,344,910
	2 林業費	361,785	5,514	367,299
8 土木費		16,168,297	292,906	16,461,203
	2 道路橋りょう費	4,764,776	200,000	4,964,776
	4 都市計画費	8,331,985	92,906	8,424,891
10 教育費		16,014,864	39,270	16,054,134
	2 小中学校費	8,792,523	55,100	8,847,623
	3 社会教育費	4,922,666	△20,262	4,902,404
	4 保健体育費	1,500,497	4,432	1,504,929
14 予備費		296,074	2,856	298,930
	1 予備費	296,074	2,856	298,930
歳 出	合 計	142,805,608	5,287,897	148,093,505

一般会計

第 2 表 継 続 費 補 正
(変更)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
8 土木費	4 都市計画費	東部幹線道路整備事業	千円 456,000	7	千円 228,000	千円 488,906	7	千円 228,000
				8	228,000		8	260,906

第 3 表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業	千円 204,842
	4 都市計画費	環状線等街路整備事業	78,000
10 教育費	3 社会教育費	総合学習センター改修事業	19,220

第 4 表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと納税推進業務委託料 (令和8年度分)	令和8年度から 令和11年度まで	千円 各年度の寄附金額に6.5パーセントを乗じた額に寄 附受領証明書等取扱業務単価を加算し、消費税及び 地方消費税を乗じた額
公共施設案内・予約システム再構築事業	令和8年度から 令和14年度まで	40,502
公立保育所調理業務委託料 (令和8年度分)	令和8年度から 令和11年度まで	46,287
学校給食調理業務委託料(学校調理場) (令和8年度分)	令和8年度から 令和11年度まで	1,800,035
学校給食調理業務委託料(給食センター) (令和8年度分)	令和8年度から 令和10年度まで	334,026
郡山市民文化センター大・中ホールピアノオーバーホール 事業	令和8年度から 令和9年度まで	17,515
第34回郡山シティーマラソン大会負担金	令和8年度から 令和9年度まで	6,500

第 5 表 地 方 債 補 正
(追加)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
こども健全育成施設整備事業	千円 5,100	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内 (うち据置5年以内)の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
合 計	5,100			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税	56,421,254	0	56,421,254
2 地方譲与税	1,259,633	0	1,259,633
3 利子割交付金	129,011	0	129,011
4 配当割交付金	427,869	0	427,869
5 株式等譲渡所得割交付金	648,613	0	648,613
6 法人事業税交付金	963,463	0	963,463
7 地方消費税交付金	9,811,205	0	9,811,205
8 ゴルフ場利用税交付金	17,029	0	17,029
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	10,846	0	10,846
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,455	0	3,455
12 地方特例交付金	311,793	218,236	530,029
13 地方交付税	14,132,000	119,203	14,251,203
14 交通安全対策特別交付金	41,000	0	41,000
15 分担金及び負担金	488,775	0	488,775
16 使用料及び手数料	2,453,984	0	2,453,984
17 国庫支出金	25,262,082	36,543	25,298,625
18 県支出金	12,394,593	10,609	12,405,202
19 財産収入	363,549	13,133	376,682
20 寄附金	221,096	23,603	244,699
21 繰入金	6,334,676	0	6,334,676
22 繰越金	1,600,000	4,860,258	6,460,258
23 諸収入	3,395,081	1,212	3,396,293
24 市債	6,114,600	5,100	6,119,700
歳 入 合 計	142,805,608	5,287,897	148,093,505

一般会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	672,760	0	672,760				
2 総務費	15,824,069	4,831,328	20,655,397	10,790		9,220	4,811,318
3 民生費	59,244,756	117,588	59,362,344	45,220	5,100	10,736	56,532
4 衛生費	12,896,520	2,496	12,899,016	203		2,306	△13
5 労働費	170,024	0	170,024				
6 農林水産業費	3,710,756	1,453	3,712,209	△9,061		10,714	△200
7 商工費	5,363,916	0	5,363,916				
8 土木費	16,168,297	292,906	16,461,203				292,906
9 消防費	4,254,438	0	4,254,438				
10 教育費	16,014,864	39,270	16,054,134			21,624	17,646
11 災害復旧費	48,366	0	48,366				
12 公債費	8,140,767	0	8,140,767				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	296,074	2,856	298,930				2,856
歳 出 合 計	142,805,608	5,287,897	148,093,505	47,152	5,100	54,600	5,181,045

一般会計

2 歳入

(款) 12 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	305,793	218,236	524,029	1 地方特例交付金	218,236	個人住民税減収補てん特例交付金 8,666 軽自動車税減収補てん特例交付金 58,618 自動車税減収補てん特例交付金 112,214 地方揮発油譲与税減収補てん特例交付金 38,738
計	305,793	218,236	524,029			

(款) 13 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	14,132,000	119,203	14,251,203	1 地方交付税	119,203	普通交付税 119,203
計	14,132,000	119,203	14,251,203			

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	19,853,735	17,935	19,871,670	3 老人福祉費 国庫負担金	17,935	低所得者介護保険料軽減国庫負担金 17,935
計	19,900,371	17,935	19,918,306			

12款 地方特例交付金

13款 地方交付税

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	264,817	277	265,094	2 戸籍住民基本台帳費国庫補助金	277	マイナンバーカード交付事務費国庫補助金 277
2 民生費国庫補助金	1,561,150	17,586	1,578,736	3 老人福祉費国庫補助金	17,586	地域介護・福祉空間整備等交付金 17,586
3 衛生費国庫補助金	1,648,009	13	1,648,022	1 保健衛生費国庫補助金	13	母子保健衛生費国庫補助金 △ 24 地域少子化対策重点推進交付金 37
計	5,266,478	17,876	5,284,354			

(款) 17 国庫支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費委託金	48,730	732	49,462	4 心身障害者福祉費委託金	732	全国在宅障害児・者等実態調査国庫委託金 732
計	95,233	732	95,965			

17款 国庫支出金

(款) 18 県支出金
(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	6,695,917	8,967	6,704,884	3 老人福祉費 県負担金	8,967	低所得者介護保険料軽減県負担金 8,967
計	6,726,206	8,967	6,735,173			

(款) 18 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	59,785	10,513	70,298	1 総務管理費 県補助金	10,513	I C T推進市町村支援事業費県補助金 513 森林環境県交付金 10,000
3 衛生費県補助金	211,531	190	211,721	1 保健衛生費 県補助金	190	妊婦にやさしい遠方出産支援事業費県補助金 190
4 農林水産業費県補助金	811,905	△ 9,061	802,844	1 農業費県補助金	△ 9,061	担い手づくり総合支援事業費県補助金 4,807 産地生産力強化総合対策事業費県補助金 259 産地生産基盤パワーアップ事業推進費県補助金 △ 16,355 集落営農連携促進等事業費県補助金 2,228
計	4,850,966	1,642	4,852,608			

18款 県支出金

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	182,022	7,988	190,010	1 利子及び配当金	7,988	きずな基金利子 5,638 すこやか子育て基金利子 1,767 市有林基金利子 433 学校施設整備基金利子 150
計	243,060	7,988	251,048			

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	2	5,145	5,147	1 土地売払収入	64	市有地売払収入 64
				2 立木売払収入	5,081	立木売払収入 5,081
計	120,489	5,145	125,634			

19款 財産収入

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費寄附金	163	1,537	1,700	3 児童福祉費寄附金	1,537	子育て支援推進寄附金 1,537
4 衛生費寄附金	1	599	600	1 保健衛生費寄附金	599	環境寄附金 599
6 教育費寄附金	4,121	21,267	25,388	1 小中学校費寄附金	21,167	奨学資金給与費寄附金 21,167
				3 保健体育費寄附金	100	地方創生応援寄附金 100
7 農林水産業費寄附金	0	200	200	1 農業費寄附金	200	鳥獣被害防止総合対策事業費寄附金 200
計	221,096	23,603	244,699			

(款) 22 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,600,000	4,860,258	6,460,258	1 前年度繰越金	4,860,258	前年度繰越金 4,860,258
計	1,600,000	4,860,258	6,460,258			

20款 寄附金

22款 繰越金

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	437,432	1,212	438,644	2 雑入	1,212	負担金補助及び交付金過年度返還金 1,212
計	437,751	1,212	438,963			

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生債	151,700	5,100	156,800	3 児童福祉債	5,100	こども健全育成施設整備事業債 5,100
計	6,114,600	5,100	6,119,700			

23款 諸収入

24款 市債

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
7 選ばれるまち推進費	326,118	2,067	328,185	特定財源 935	12 委託料	1,132	◎魅力発信事業費 1,132
				その他 935	22 償還金利子及び割引料	825	○シティプロモーション推進事業費★ 1,132
				一般財源 1,132	24 積立金	110	◎移住・定住促進事業費 825
				特定財源の内訳			○移住・定住促進事業費★ 825
				(他) こおりやま応援寄附金 110			◎地方創生応援基金費 110
				(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金 825			
10 財政管理費	2,260,901	3,816,663	6,077,564	特定財源 6,663	24 積立金	3,816,663	◎財政調整基金費 3,810,000
				その他 6,663			◎きずな基金費 6,663
				一般財源 3,810,000			
				特定財源の内訳			
				(他) きずな基金利子 5,638			
				(他) こおりやま応援寄附金 1,025			
11 財産管理費	1,544,303	1,011,622	2,555,925	特定財源 11,622	18 負担金補助及び交付金	10,000	◎財産管理費 10,000
				国・県 10,000	24 積立金	1,001,622	◎公共施設等総合管理基金費 1,001,622
				その他 1,622			
				一般財源 1,000,000			
				特定財源の内訳			
				(県) 森林環境県交付金 10,000			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
11 財産管理費	(他) 市有地売払収入			64			
	(他) こおりやま応援寄附金			1,558			
15 市民安全費	261,605	△105	261,500	一般財源	1 報酬	△98	◎交通安全推進費
					8 旅費	△7	○交通安全活動事業費★
19 公会堂費	5,715	803	6,518	一般財源	10 需用費	803	◎公会堂費
計	12,232,696	4,831,050	17,063,746	特定財源			
				国・県			
				その他			
				一般財源			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 資産税费	547,307	0	547,307	特定財源			◎固定資産税課税费
				国・県			
				一般財源			
	特定財源の内訳						
	(県) ICT推進市町村支援事業費県補助金			513			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	2,223,262	0	2,223,262	特定財源 513 国・県 513 一般財源 △513			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	928,511	278	928,789	特定財源 277 国・県 277 一般財源 1	13 使用料及び賃借料	278	◎マイナンバーカード事務費 278
	特定財源の内訳						
	(国) マイナンバーカード交付事務費国庫補助金			277			
計	930,590	278	930,868	特定財源 277 国・県 277 一般財源 1			

2款 総務費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	713,852	364	714,216	特定財源 364 その他 364	24 積立金	364	◎福祉基金費 364
	特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金			364			
計	3,312,552	364	3,312,916	特定財源 364 その他 364			

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 障害福祉費	8,802,769	732	8,803,501	特定財源 国・県 732	1 報酬	624	◎障害者福祉総務費 732
					10 需用費	59	
					11 役務費	49	
					特定財源の内訳 (国) 全国在宅障害児・者等実態調査国庫委託金 732		
計	9,014,084	732	9,014,816	特定財源 国・県 732			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 健康長寿費	1,371,243	766	1,372,009	特定財源 766	24 積立金	766	◎高齢化社会対策基金 費 766		
				その他 766					
	特定財源の内訳 （他）こおりやま応援寄附金 766								
3 介護保険事業費	5,032,686	49,228	5,081,914	特定財源 44,600	18 負担金補助 及び交付金	22,214	◎介護保険事業費 26,902		
				国・県 44,488					
				その他 112	22 償還金利子 及び割引料	112	◎老人福祉施設等整備 補助事業費 22,326		
				一般財源 4,628					
				特定財源の内訳 （国）低所得者介護保険料軽減国庫負担金 17,935			27 繰出金	26,902	
				（国）地域介護・福祉空間整備等交付金 17,586					
（県）低所得者介護保険料軽減県負担金 8,967									
	（他）負担金補助及び交付金過年度返還金 112								
計	11,688,980	49,994	11,738,974	特定財源 45,366					
				国・県 44,488					
				その他 878					
				一般財源 4,628					

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 こども総務 企画費	1,826,949	7,728	1,834,677	特定財源	7,727	24 積立金	7,728	◎すこやか子育て基金 費	7,728
				その他	7,727				
				一般財源	1				
	特定財源の内訳								
	(他) こおりやま応援寄附金				6,190				
	(他) 子育て支援推進寄附金				1,537				
2 子育て給付 費	9,827,956	6,631	9,834,587	特定財源	6,867	10 需用費	1,572	◎子どもの遊び場費	6,631
				市債	5,100	17 備品購入費	5,059	◎児童センター費	0
				その他	1,767				
				一般財源	△236				
					特定財源の内訳				
	(市債) こども健全育成施設整備事業債				5,100				
	(他) すこやか子育て基金利子				1,767				
5 児童障害福 祉費	2,965,719	52,139	3,017,858	一般財源	52,139	22 償還金利子 及び割引料	52,139	◎心身障害児福祉費	52,139
計	29,146,238	66,498	29,212,736	特定財源	14,594				
				市債	5,100				
				その他	9,494				
				一般財源	51,904				

3款 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 母子保健衛生費	854,185	190	854,375	特定財源 203	19 扶助費	190	◎母子保健推進活動費 190
				国・県 203			○母子健康教育事業費★ 0
				一般財源 △13			○妊娠・出産包括支援事業費★ 190
				特定財源の内訳			
				(国) 母子保健衛生費国庫補助金 △24			
				(国) 地域少子化対策重点推進交付金 37			
				(県) 妊婦にやさしい遠方出産支援事業費県補助金 190			
9 環境政策費	592,586	2,306	594,892	特定財源 2,306	24 積立金	2,306	◎環境基金費 2,306
				その他 2,306			
				特定財源の内訳			
				(他) こおりやま応援寄附金 1,707			
				(他) 環境寄附金 599			
計	6,184,709	2,496	6,187,205	特定財源 2,509			
				国・県 203			
				その他 2,306			
				一般財源 △13			

4款 衛生費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 農業政策費	547,077	2,228	549,305	特定財源 2,228 国・県 2,228	18 負担金補助 及び交付金	2,228	◎農業改良事業費 2,228 ○農業者経営強化支 援事業費★ 2,228
				特定財源の内訳 (県) 集落営農連携促進等事業費県補助金 2,228			
3 農業振興費	694,150	△6,289	687,861	特定財源 △6,089 国・県 △11,289 その他 5,200 一般財源 △200	18 負担金補助 及び交付金	△11,289	◎農作物災害対策費 0 ○鳥獣被害防止総合 対策事業費★ 0
				特定財源の内訳 (県) 担い手づくり総合支援事業費県補助金 4,807 (県) 産地生産力強化総合対策事業費県補助金 259 (県) 産地生産基盤パワーアップ事業推進費県補助金 △16,355 (他) こおりやま応援寄附金 5,000 (他) 鳥獣被害防止総合対策事業費寄附金 200	24 積立金	5,000	◎園芸振興奨励費 △11,289 ○こおりやま園芸産 地づくり支援事業費 ★ △11,289 ◎農林水産業振興基金 費 5,000
計	3,348,971	△4,061	3,344,910	特定財源 △3,861 国・県 △9,061 その他 5,200 一般財源 △200			

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 林業振興費	361,785	5,514	367,299	特定財源 5,514 その他 5,514	24 積立金	5,514	◎市有林基金費 5,514
	特定財源の内訳						
	(他) 市有林基金利子 433 (他) 立木売払収入 5,081						
計	361,785	5,514	367,299	特定財源 5,514 その他 5,514			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 道路維持費	3,673,408	200,000	3,873,408	一般財源 200,000	12 委託料	117,000	◎道路費 200,000
					14 工事請負費	68,000	
					15 原材料費	15,000	
計	4,764,776	200,000	4,964,776	一般財源 200,000			

6款 農林水産業費

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 街路費	641,017	92,906	733,923	一般財源 92,906	14 工事請負費	92,906	◎街路整備費 92,906 ○環状線等街路整備 事業費★ 92,906
計	8,331,985	92,906	8,424,891	一般財源 92,906			

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校教育推進費	903,882	21,167	925,049	特定財源 21,167 その他 21,167	24 積立金	21,167	◎奨学資金費 21,167
	特定財源の内訳 (他) 奨学資金給与費寄附金 21,167						
3 学校施設費	900,279	150	900,429	特定財源 150 その他 150	24 積立金	150	◎学校施設整備基金費 150
	特定財源の内訳 (他) 学校施設整備基金利子 150						

8款 土木費

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 教育研修センター費	1,698,171	33,783	1,731,954	一般財源 33,783	13 使用料及び賃借料	33,783	◎教育のＤＸ推進費 33,783 ○教育のＤＸ推進事業費★ 33,783
計	8,792,523	55,100	8,847,623	特定財源 21,317 その他 21,317 一般財源 33,783			

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生涯学習費	1,496,594	△12,469	1,484,125	一般財源 △12,469	17 備品購入費	△12,469	◎公民館費 △12,469
3 文化振興費	2,294,111	△7,793	2,286,318	特定財源 207	10 需用費	△8,000	◎文化スポーツ振興基金費 207 ◎市民文化センター費 △8,000
				その他 207	24 積立金	207	
				一般財源 △8,000			
				特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金 207			
計	4,922,666	△20,262	4,902,404	特定財源 207 その他 207 一般財源 △20,469			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 スポーツ振興費	1,500,497	4,432	1,504,929	特定財源	100	18 負担金補助及び交付金	4,432	◎社会体育振興費	4,432
				その他	100			○スポーツ事業開催・助成事業費★	2,432
				一般財源	4,332			○郡山シティーマラソン大会開催事業費★	2,000
	特定財源の内訳 (他) 地方創生応援寄附金				100			○こおりやまスポーツイノベーション事業費★	0
計	1,500,497	4,432	1,504,929	特定財源	100				
				その他	100				
				一般財源	4,332				

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	296,074	2,856	298,930	一般財源 2,856			
計	296,074	2,856	298,930	一般財源 2,856			

10款 教育費

14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	3		33,996	11,899 (3.50)	0	45,895	7,271	53,166
	議 員	38	275,076		96,277 (3.50)		371,353	67,853	439,206
	その他の 特 別 職	4,287	190,041	17,100	5,985 (3.50)	0	213,126	4,557	217,683
	計	4,328	465,117	51,096	114,161 (3.50)	0	630,374	79,681	710,055
補 正 前	長 等	3		33,996	11,899 (3.50)	0	45,895	7,271	53,166
	議 員	38	275,076		96,277 (3.50)		371,353	67,853	439,206
	その他の 特 別 職	4,281	189,515	17,100	5,985 (3.50)	0	212,600	4,557	217,157
	計	4,322	464,591	51,096	114,161 (3.50)	0	629,848	79,681	709,529
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)	0	0	0	0
	議 員	0	0		0 (0.00)		0	0	0
	その他の 特 別 職	6	526	0	0 (0.00)	0	526	0	526
	計	6	526	0	0 (0.00)	0	526	0	526

一般会計

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更) (単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 （見込）額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
					特 定 財 源			一般財源							
					国県支出金	市 債	そ の 他								
8 土木費	4 都市計 画費	東部幹線道路 整備事業	7		228,000	125,400	92,300		10,300		86,820		86,820		17.8
			8	補正前 の 額	228,000	125,400	92,300		10,300			369,180	369,180		
				補正額	32,906	△33,000	△24,300		90,206			32,906	32,906		
				補正後 の 額	260,906	92,400	68,000		100,506			402,086	402,086		82.2
			計	補正前 の 額	456,000	250,800	184,600		20,600		86,820	369,180	456,000		
				補正額	32,906	△33,000	△24,300		90,206			32,906	32,906		
				補正後 の 額	488,906	217,800	160,300		110,806		86,820	402,086	488,906		100.0

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
ふるさと納税推進業務委託料 (令和8年度分)	各年度の寄附 金額に6.5パー セントを乗じ た額に寄附受 領証明書等取 扱業務単価を 加算し、消費 税及び地方消 費税を乗じた 額			令和8年度 令和11年度	各年度の寄附 金額に6.5パー セントを乗じ た額に寄附受 領証明書等取 扱業務単価を 加算し、消費 税及び地方消 費税を乗じた 額				全額
公共施設案内・予約システム 再構築事業	40,502			令和8年度 令和14年度	40,502		10,900		29,602
公立保育所調理業務委託料 (令和8年度分)	46,287			令和8年度 令和11年度	46,287				46,287
学校給食調理業務委託料(学 校調理場)(令和8年度分)	1,800,035			令和8年度 令和11年度	1,800,035				1,800,035
学校給食調理業務委託料(給 食センター)(令和8年度 分)	334,026			令和8年度 令和10年度	334,026				334,026
郡山市民文化センター大・中 ホールピアノオーバーホール 事業	17,515			令和8年度 令和9年度	17,515				17,515

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	市 債	
第34回郡山シティーマラソン 大会負担金	6,500			令和 8年度 令和 9年度	6,500			6,500

一般会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 普通債	48,507,077	57,209,430	補正前の額	6,079,800	3,694,922
			補 正 額	5,100	
			補正後の額	6,084,900	
(3) 民生	655,494	1,018,619	補正前の額	151,700	119,826
			補 正 額	5,100	
			補正後の額	156,800	
合 計	95,469,788	100,234,394	補正前の額	6,114,600	7,511,023
			補 正 額	5,100	
			補正後の額	6,119,700	
			補正前の額		59,594,308
			補 正 額		5,100
			補正後の額		59,599,408
			補正前の額		1,050,493
			補 正 額		5,100
			補正後の額		1,055,593
			補正前の額		98,837,971
			補 正 額		5,100
			補正後の額		98,843,071

一般会計

令和8年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和8年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ28,752千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,594,998千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 繰越金		210,000	28,752	238,752
	1 繰越金	210,000	28,752	238,752
歳 入	合 計	27,566,246	28,752	27,594,998

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 基金積立金		225,768	28,752	254,520
	1 基金積立金	225,768	28,752	254,520
歳 出	合 計	27,566,246	28,752	27,594,998

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税	4,992,914	0	4,992,914
2 国庫支出金	5,586	0	5,586
3 県支出金	19,519,788	0	19,519,788
4 財産収入	15,767	0	15,767
5 繰入金	2,729,318	0	2,729,318
6 繰越金	210,000	28,752	238,752
7 諸収入	92,873	0	92,873
歳 入 合 計	27,566,246	28,752	27,594,998

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	573,523	0	573,523				
2 保険給付費	19,391,548	0	19,391,548				
3 国民健康保険事業費納付金	6,765,749	0	6,765,749				
4 保健事業費	354,321	0	354,321				
5 基金積立金	225,768	28,752	254,520				28,752
6 諸支出金	55,337	0	55,337				
7 予備費	200,000	0	200,000				
歳出合計	27,566,246	28,752	27,594,998				28,752

2 歳入

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	210,000	28,752	238,752	1 前年度繰越金	28,752	前年度繰越金 28,752
計	210,000	28,752	238,752			

3 歳出

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	225,768	28,752	254,520	一般財源 28,752	24 積立金	28,752	◎国民健康保険事業財 政調整基金費 28,752
計	225,768	28,752	254,520	一般財源 28,752			

国民健康保険特別会計

令和8年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和8年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18,355千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,132,005千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰越金		1	18,355	18,356
	1 繰越金	1	18,355	18,356
歳 入	合 計	5,113,650	18,355	5,132,005

後期高齢者医療特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 広域連合納付金		4,963,976	18,355	4,982,331
	1 広域連合納付金	4,963,976	18,355	4,982,331
歳 出	合 計	5,113,650	18,355	5,132,005

後期高齢者医療特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保険料	3,853,222	0	3,853,222
2 繰入金	1,248,275	0	1,248,275
3 繰越金	1	18,355	18,356
4 諸収入	12,152	0	12,152
歳 入 合 計	5,113,650	18,355	5,132,005

(歲出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	137,610	0	137,610				
2 広域連合納付金	4,963,976	18,355	4,982,331			18,355	
3 諸支出金	12,064	0	12,064				
歳出合計	5,113,650	18,355	5,132,005			18,355	

2 歳入
 (款) 3 繰越金
 (項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	18,355	18,356	1 前年度繰越金	18,355	前年度繰越金 18,355
計	1	18,355	18,356			

3 歳出

(款) 2 広域連合納付金

(項) 1 広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 広域連合納付金	4,963,976	18,355	4,982,331	特定財源 18,355 その他 18,355	18 負担金補助 及び交付金	18,355	◎広域連合納付金 18,355
	特定財源の内訳 (他) 前年度繰越金			18,355			
計	4,963,976	18,355	4,982,331	特定財源 18,355 その他 18,355			

後期高齢者医療特別会計

令和8年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度郡山市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ851,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,583,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 県支出金		3,979,465	7,781	3,987,246
	2 県補助金	166,505	7,781	174,286
6 繰入金		4,694,559	26,902	4,721,461
	1 一般会計繰入金	4,518,939	26,902	4,545,841
7 繰越金		1	816,334	816,335
	1 繰越金	1	816,334	816,335
歳 入	合 計	28,732,393	851,017	29,583,410

介護保険特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 基金積立金		10,886	473,890	484,776
	1 基金積立金	10,886	473,890	484,776
5 諸支出金		131,156	377,127	508,283
	1 償還金及び還付加算金	9,425	377,127	386,552
歳 出	合 計	28,732,393	851,017	29,583,410

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保険料	6,585,030	0	6,585,030
2 国庫支出金	6,033,448	0	6,033,448
3 支払基金交付金	7,428,118	0	7,428,118
4 県支出金	3,979,465	7,781	3,987,246
5 財産収入	10,886	0	10,886
6 繰入金	4,694,559	26,902	4,721,461
7 繰越金	1	816,334	816,335
8 諸収入	886	0	886
歳 入 合 計	28,732,393	851,017	29,583,410

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	827,775	0	827,775				
2 保険給付費	26,515,605	0	26,515,605				
3 地域支援事業費	1,216,971	0	1,216,971				
4 基金積立金	10,886	473,890	484,776				473,890
5 諸支出金	131,156	377,127	508,283				377,127
6 予備費	30,000	0	30,000				
歳出合計	28,732,393	851,017	29,583,410				851,017

2 歳入

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金	166,505	7,781	174,286	1 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金	7,781	現年度分介護予防・日常生活支援総合事業県交付金 7,781
計	166,505	7,781	174,286			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 その他一般会計繰入金	1,035,563	26,902	1,062,465	3 低所得者保険料軽減繰入金	26,902	低所得者保険料軽減繰入金 26,902
計	4,518,939	26,902	4,545,841			

介護保険特別会計

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	816,334	816,335	1 前年度繰越金	816,334	前年度繰越金 816,334
計	1	816,334	816,335			

介護保険特別会計

3 歳出

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	10,886	473,890	484,776	一般財源 473,890	24 積立金	473,890	◎介護保険給付費準備 基金費 473,890
計	10,886	473,890	484,776	一般財源 473,890			

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 償還金	0	377,127	377,127	一般財源 377,127	22 償還金利子 及び割引料	377,127	◎国庫支出金返還金 244,317 ◎支払基金交付金返還 金 18,766 ◎県支出金返還金 114,044
計	9,425	377,127	386,552	一般財源 377,127			

介護保険特別会計

令和8年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度郡山市の熱海温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,768千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ586,822千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		428,655	7,768	436,423
	1 繰越金	428,655	7,768	436,423
歳 入	合 計	579,054	7,768	586,822

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 予備費		361,398	7,768	369,166
	1 予備費	361,398	7,768	369,166
歳 出	合 計	579,054	7,768	586,822

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料	104,894	0	104,894
2 繰越金	428,655	7,768	436,423
3 諸収入	45,505	0	45,505
歳 入 合 計	579,054	7,768	586,822

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理委員会費	280	0	280				
2 総務費	217,376	0	217,376				
3 予備費	361,398	7,768	369,166				7,768
歳出合計	579,054	7,768	586,822				7,768

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	428,655	7,768	436,423	1 前年度繰越金	7,768	前年度繰越金 7,768
計	428,655	7,768	436,423			

3 歳出

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	361,398	7,768	369,166	一般財源	7,768		
計	361,398	7,768	369,166	一般財源	7,768		

令和8年度郡山市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和8年度郡山市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,665千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		7,159	1,665	8,824
	1 繰越金	7,159	1,665	8,824
歳 入	合 計	15,040	1,665	16,705

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		15,040	1,665	16,705
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	15,040	1,665	16,705
歳 出	合 計	15,040	1,665	16,705

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰入金	163	0	163
2 繰越金	7,159	1,665	8,824
3 諸収入	7,718	0	7,718
歳 入 合 計	15,040	1,665	16,705

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	15,040	1,665	16,705				1,665
歳出合計	15,040	1,665	16,705				1,665

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

2 歳入
 (款) 2 繰越金
 (項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	7,159	1,665	8,824	1 前年度繰越金	1,665	前年度繰越金 1,665
計	7,159	1,665	8,824			

3 歳出

(款) 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(項) 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	15,040	1,665	16,705	一般財源 1,665	20 貸付金	1,665	◎母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 1,665
計	15,040	1,665	16,705	一般財源 1,665			

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

令和8年度郡山市多田野財産区特別会計補正予算（第1号）

令和8年度郡山市の多田野財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,931千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,551千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		4,155	2,931	7,086
	1 繰越金	4,155	2,931	7,086
歳 入	合 計	5,620	2,931	8,551

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 予備費		1,051	2,931	3,982
	1 予備費	1,051	2,931	3,982
歳 出	合 計	5,620	2,931	8,551

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入	1,456	0	1,456
2 繰越金	4,155	2,931	7,086
3 諸収入	9	0	9
歳 入 合 計	5,620	2,931	8,551

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	787	0	787				
2 総務費	1,562	0	1,562				
3 農林水産業費	1,087	0	1,087				
4 諸支出金	1,133	0	1,133				
5 予備費	1,051	2,931	3,982				2,931
歳出合計	5,620	2,931	8,551				2,931

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	4,155	2,931	7,086	1 前年度繰越金	2,931	前年度繰越金 2,931
計	4,155	2,931	7,086			

3 歳出

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	1,051	2,931	3,982	一般財源 2,931			
計	1,051	2,931	3,982	一般財源 2,931			

令和8年度郡山市河内財産区特別会計補正予算（第1号）

令和8年度郡山市の河内財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,309千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,869千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		15,602	1,309	16,911
	1 繰越金	15,602	1,309	16,911
歳 入	合 計	18,560	1,309	19,869

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 予備費		14,447	1,309	15,756
	1 予備費	14,447	1,309	15,756
歳 出	合 計	18,560	1,309	19,869

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入	2,929	0	2,929
2 繰越金	15,602	1,309	16,911
3 諸収入	29	0	29
歳 入 合 計	18,560	1,309	19,869

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	787	0	787				
2 総務費	1,195	0	1,195				
3 農林水産業費	939	0	939				
4 諸支出金	1,192	0	1,192				
5 予備費	14,447	1,309	15,756				1,309
歳出合計	18,560	1,309	19,869				1,309

2 歳入
 (款) 2 繰越金
 (項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	15,602	1,309	16,911	1 前年度繰越金	1,309	前年度繰越金 1,309
計	15,602	1,309	16,911			

3 歳出

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	14,447	1,309	15,756	一般財源	1,309		
計	14,447	1,309	15,756	一般財源	1,309		

令和8年度郡山市月形財産区特別会計補正予算（第1号）

令和8年度郡山市の月形財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ93千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ983千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		877	93	970
	1 繰越金	877	93	970
歳 入	合 計	890	93	983

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 予備費		737	93	830
	1 予備費	737	93	830
歳 出	合 計	890	93	983

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入	11	0	11
2 繰越金	877	93	970
3 諸収入	2	0	2
歳 入 合 計	890	93	983

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	153	0	153				
2 予備費	737	93	830				93
歳出合計	890	93	983				93

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	877	93	970	1 前年度繰越金	93	前年度繰越金 93
計	877	93	970			

3 歳出

(款) 2 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	737	93	830	一般財源 93			
計	737	93	830	一般財源 93			

令和8年度郡山市舟津財産区特別会計補正予算（第1号）

令和8年度郡山市の舟津財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,274千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,213千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		22,420	944	23,364
	1 繰越金	22,420	944	23,364
4 市支出金		0	4,330	4,330
	1 市補助金	0	4,330	4,330
歳 入	合 計	23,939	5,274	29,213

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 農林水産業費		4,702	3,461	8,163
	1 林業費	4,702	3,461	8,163
5 予備費		18,406	1,813	20,219
	1 予備費	18,406	1,813	20,219
歳 出	合 計	23,939	5,274	29,213

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入	1,303	0	1,303
2 繰越金	22,420	944	23,364
3 諸収入	216	0	216
4 市支出金	0	4,330	4,330
歳 入 合 計	23,939	5,274	29,213

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	599	0	599				
2 総務費	165	0	165				
3 農林水産業費	4,702	3,461	8,163			4,330	△869
4 諸支出金	67	0	67				
5 予備費	18,406	1,813	20,219				1,813
歳出合計	23,939	5,274	29,213			4,330	944

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	22,420	944	23,364	1 前年度繰越金	944	前年度繰越金 944
計	22,420	944	23,364			

(款) 4 市支出金

(項) 1 市補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市補助金	0	4,330	4,330	1 市補助金	4,330	森林病虫害対策補助金 1,000 猪苗代湖畔松くい虫被害木対策補助金 3,330
計	0	4,330	4,330			

舟津財産区特別会計

3 歳出

(款) 3 農林水産業費

(項) 1 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明		
					区分	金額			
1 林業振興費	4,702	3,461	8,163	特定財源	4,330	12 委託料	3,461	◎林業振興費	3,461
				その他	4,330				
				一般財源	△869				
				特定財源の内訳					
				(他) 森林病虫害対策補助金		1,000			
				(他) 猪苗代湖畔松くい虫被害木対策補助金		3,330			
計	4,702	3,461	8,163	特定財源	4,330				
				その他	4,330				
				一般財源	△869				

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	18,406	1,813	20,219	一般財源			
計	18,406	1,813	20,219	一般財源			

舟津財産区特別会計

令和8年度郡山市館財産区特別会計補正予算（第1号）

令和8年度郡山市の館財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,487千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		16,408	1,470	17,878
	1 繰越金	16,408	1,470	17,878
4 市支出金		0	4,784	4,784
	1 市補助金	0	4,784	4,784
歳 入 合 計		18,233	6,254	24,487

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 農林水産業費		10,427	3,461	13,888
	1 林業費	10,427	3,461	13,888
5 予備費		7,236	2,793	10,029
	1 予備費	7,236	2,793	10,029
歳 出	合 計	18,233	6,254	24,487

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入	1,786	0	1,786
2 繰越金	16,408	1,470	17,878
3 諸収入	39	0	39
4 市支出金	0	4,784	4,784
歳 入 合 計	18,233	6,254	24,487

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	435	0	435				
2 総務費	55	0	55				
3 農林水産業費	10,427	3,461	13,888			4,784	△1,323
4 諸支出金	80	0	80				
5 予備費	7,236	2,793	10,029				2,793
歳出合計	18,233	6,254	24,487			4,784	1,470

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	16,408	1,470	17,878	1 前年度繰越金	1,470	前年度繰越金 1,470
計	16,408	1,470	17,878			

(款) 4 市支出金

(項) 1 市補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市補助金	0	4,784	4,784	1 市補助金	4,784	森林病虫害対策補助金 1,454 猪苗代湖畔松くい虫被害木対策補助金 3,330
計	0	4,784	4,784			

舘財産区特別会計

3 歳出

(款) 3 農林水産業費

(項) 1 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 林業振興費	10,427	3,461	13,888	特定財源	4,784	12 委託料	3,461	◎林業振興費	3,461
				その他	4,784				
				一般財源	△1,323				
				特定財源の内訳					
				(他) 森林病虫害対策補助金		1,454			
				(他) 猪苗代湖畔松くい虫被害木対策補助金		3,330			
計	10,427	3,461	13,888	特定財源	4,784				
				その他	4,784				
				一般財源	△1,323				

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	7,236	2,793	10,029	一般財源 2,793			
計	7,236	2,793	10,029	一般財源 2,793			

館財産区特別会計

令和8年度郡山市浜路財産区特別会計補正予算（第1号）

令和8年度郡山市の浜路財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ115千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ876千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		755	115	870
	1 繰越金	755	115	870
歳 入	合 計	761	115	876

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 予備費		592	115	707
	1 予備費	592	115	707
歳 出	合 計	761	115	876

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入	4	0	4
2 繰越金	755	115	870
3 諸収入	2	0	2
歳 入 合 計	761	115	876

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	50	0	50				
2 総務費	69	0	69				
3 農林水産業費	50	0	50				
4 予備費	592	115	707				115
歳出合計	761	115	876				115

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	755	115	870	1 前年度繰越金	115	前年度繰越金 115
計	755	115	870			

3 歳出

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	592	115	707	一般財源 115			
計	592	115	707	一般財源 115			

令和8年度郡山市横沢財産区特別会計補正予算（第1号）

令和8年度郡山市の横沢財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,653千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,205千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		3,356	4,313	7,669
	1 繰越金	3,356	4,313	7,669
4 市支出金		0	4,340	4,340
	1 市補助金	0	4,340	4,340
歳 入 合 計		4,552	8,653	13,205

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 農林水産業費		3,596	3,461	7,057
	1 林業費	3,596	3,461	7,057
5 予備費		390	5,192	5,582
	1 予備費	390	5,192	5,582
歳 出	合 計	4,552	8,653	13,205

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入	1,176	0	1,176
2 繰越金	3,356	4,313	7,669
3 諸収入	20	0	20
4 市支出金	0	4,340	4,340
歳 入 合 計	4,552	8,653	13,205

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	435	0	435				
2 総務費	55	0	55				
3 農林水産業費	3,596	3,461	7,057			4,340	△879
4 諸支出金	76	0	76				
5 予備費	390	5,192	5,582				5,192
歳出合計	4,552	8,653	13,205			4,340	4,313

横沢財産区特別会計

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	3,356	4,313	7,669	1 前年度繰越金	4,313	前年度繰越金 4,313
計	3,356	4,313	7,669			

(款) 4 市支出金

(項) 1 市補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市補助金	0	4,340	4,340	1 市補助金	4,340	森林病虫害対策補助金 1,000 猪苗代湖畔松くい虫被害木対策補助金 3,340
計	0	4,340	4,340			

横沢財産区特別会計

3 歳出

(款) 3 農林水産業費

(項) 1 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 林業振興費	3,596	3,461	7,057	特定財源	4,340	12 委託料	3,461	◎林業振興費	3,461
				その他	4,340				
				一般財源	△879				
				特定財源の内訳					
				(他) 森林病虫害対策補助金		1,000			
				(他) 猪苗代湖畔松くい虫被害木対策補助金		3,340			
計	3,596	3,461	7,057	特定財源	4,340				
				その他	4,340				
				一般財源	△879				

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	390	5,192	5,582	一般財源			
計	390	5,192	5,582	一般財源			

横沢財産区特別会計

令和8年度郡山市中野財産区特別会計補正予算（第1号）

令和8年度郡山市の中野財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ792千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,092千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		4,288	792	5,080
	1 繰越金	4,288	792	5,080
歳 入	合 計	4,300	792	5,092

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 予備費		3,697	792	4,489
	1 予備費	3,697	792	4,489
歳 出	合 計	4,300	792	5,092

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入	6	0	6
2 繰越金	4,288	792	5,080
3 諸収入	6	0	6
歳 入 合 計	4,300	792	5,092

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	234	0	234				
2 総務費	299	0	299				
3 農林水産業費	70	0	70				
4 予備費	3,697	792	4,489				792
歳出合計	4,300	792	5,092				792

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	4,288	792	5,080	1 前年度繰越金	792	前年度繰越金 792
計	4,288	792	5,080			

3 歳出

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	3,697	792	4,489	一般財源 792			
計	3,697	792	4,489	一般財源 792			

令和8年度郡山市後田財産区特別会計補正予算（第1号）

令和8年度郡山市の後田財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ208千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,396千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰越金		2,184	208	2,392
	1 繰越金	2,184	208	2,392
歳 入	合 計	2,188	208	2,396

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 予備費		1,887	208	2,095
	1 予備費	1,887	208	2,095
歳 出	合 計	2,188	208	2,396

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰越金	2,184	208	2,392
2 諸収入	4	0	4
歳 入 合 計	2,188	208	2,396

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	218	0	218				
2 総務費	83	0	83				
3 予備費	1,887	208	2,095				208
歳出合計	2,188	208	2,396				208

2 歳入
 (款) 1 繰越金
 (項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	2,184	208	2,392	1 前年度繰越金	208	前年度繰越金 208
計	2,184	208	2,392			

3 歳出

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	1,887	208	2,095	一般財源 208			
計	1,887	208	2,095	一般財源 208			

(予 算 資 料)

1 令和8年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		142,805,608	5,287,897	148,093,505
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	27,566,246	28,752	27,594,998
	後期高齢者医療特別会計	5,113,650	18,355	5,132,005
	介護保険特別会計	28,732,393	851,017	29,583,410
	公共用地先行取得事業特別会計	5,087	0	5,087
	荒井北井土地地区画整理事業特別会計	255	0	255
	富田第二土地地区画整理事業特別会計	17,019	0	17,019
	伊賀河原土地地区画整理事業特別会計	1,119,515	0	1,119,515
	徳定土地地区画整理事業特別会計	540,281	0	540,281
	大町土地地区画整理事業特別会計	751,107	0	751,107
	駐車場事業特別会計	196,711	0	196,711
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,886	0	22,886
	総合地方卸売市場特別会計	761,783	0	761,783
	工業団地開発事業特別会計	676,345	0	676,345
	熱海温泉事業特別会計	579,054	7,768	586,822
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	15,040	1,665	16,705
	多田野財産区特別会計	5,620	2,931	8,551
	河内財産区特別会計	18,560	1,309	19,869

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	月形財産区特別会計	890	93	983
	舟津財産区特別会計	23,939	5,274	29,213
	館財産区特別会計	18,233	6,254	24,487
	浜路財産区特別会計	761	115	876
	横沢財産区特別会計	4,552	8,653	13,205
	中野財産区特別会計	4,300	792	5,092
	後田財産区特別会計	2,188	208	2,396
	水道事業会計	14,028,735	0	14,028,735
	簡易水道事業会計	295,696	0	295,696
	下水道事業会計	20,681,664	0	20,681,664
	農業集落排水事業会計	1,280,268	0	1,280,268
	計	102,462,778	933,186	103,395,964
	合 計	245,268,386	6,221,083	251,489,469

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款 名 節 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 報酬		△98	624												526	2,688,099	2,688,625
2 給料															0	8,516,521	8,516,521
3 職員手当等															0	6,538,880	6,538,880
4 共済費															0	3,514,288	3,514,288
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	989	989
7 報償費															0	587,605	587,605
8 旅費		△7													△7	230,908	230,901
9 交際費															0	3,766	3,766
10 需用費		803	1,631							△8,000					△5,566	7,230,500	7,224,934
11 役務費			49												49	972,587	972,636
12 委託料		1,132						117,000							118,132	20,005,114	20,123,246
13 使用料及び賃借料		278								33,783					34,061	2,570,049	2,604,110
14 工事請負費								160,906							160,906	6,180,687	6,341,593
15 原材料費								15,000							15,000	72,038	87,038
16 公有財産購入費															0	50,388	50,388
17 備品購入費			5,059							△12,469					△7,410	400,139	392,729
18 負担金補助及び交付金		10,000	22,214			△9,061				4,432					27,585	28,882,052	28,909,637
19 扶助費				190											190	27,346,051	27,346,241
20 貸付金															0	2,656,979	2,656,979
21 補償補填及び賠償金															0	170,591	170,591
22 償還金利子及び割引料		825	52,251												53,076	8,488,822	8,541,898
23 投資及び出資金															0	1,417,509	1,417,509
24 積立金		4,818,395	8,858	2,306		10,514				21,524					4,861,597	3,538,400	8,399,997
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,344	9,344
27 繰出金			26,902												26,902	10,435,135	10,462,037
予備費														2,856	2,856	296,074	298,930
歳 出 合 計		4,831,328	117,588	2,496		1,453		292,906		39,270				2,856	5,287,897	142,805,608	148,093,505

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款 名 性 質 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 人件費		△98	624												526	21,332,759	21,333,285
うち職員給															0	8,516,521	8,516,521
2 扶助費				190											190	37,087,280	37,087,470
3 公債費															0	8,140,767	8,140,767
4 物件費		1,403	108							25,783					27,294	26,536,143	26,563,437
5 維持補修費		803	912					200,000							201,715	2,418,192	2,619,907
6 補助費等		10,825	52,251							4,432					67,508	19,021,861	19,089,369
うち補助交付金		10,000								2,432					12,432	5,803,900	5,816,332
7 積立金		4,818,395	8,858	2,306		10,514				21,524					4,861,597	3,538,400	8,399,997
8 投資及び出資金															0	1,417,509	1,417,509
9 貸付金															0	2,656,979	2,656,979
10 繰出金			26,902												26,902	10,435,135	10,462,037
11 普通建設事業費			27,933			△9,061		92,906		△12,469					99,309	9,758,938	9,858,247
(1)補助事業費			22,214			△9,061		92,906							106,059	2,767,701	2,873,760
(2)単独事業費			5,719							△12,469					△6,750	6,991,237	6,984,487
12 災害復旧事業費															0	165,571	165,571
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														2,856	2,856	296,074	298,930
歳 出 合 計		4,831,328	117,588	2,496		1,453		292,906		39,270				2,856	5,287,897	142,805,608	148,093,505

4 令和8年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	11 財産管理費	猪苗代湖畔松くい虫被害木対策補助金	0	10,000	10,000
3 民生費	3 老人福祉費	3 介護保険事業費	老人福祉施設等整備費補助金	139,200	22,214	161,414
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	集落営農連携促進等事業費補助金	0	2,228	2,228
		3 農業振興費	産地生産基盤パワーアップ事業補助金	16,355	△16,355	0
			産地生産力強化総合対策事業費補助金	2,397	259	2,656
			地域農業構造転換支援事業費補助金	0	4,807	4,807
10 教育費	4 保健体育費	1 スポーツ振興費	スポーツコンベンション開催支援補助金	3,000	2,432	5,432
			郡山シティーマラソン大会実行委員会負担金	6,500	2,000	8,500

郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年郡山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに<u>地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき福島県が制定した事務処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務について規定する福島県の条例及び福島県の執行機関の規則をいう。</u> （2）～（10）（略） （電子情報処理組織による処分通知等） 第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。<u>ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式</u>	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。 （2）～（10）（略） （電子情報処理組織による処分通知等） 第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

<u>による表示をする場合に限る。</u> 2～4 （略） 5 <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。</u>	2～4 （略）
--	----------------

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（提 案 要 旨）

処分通知等の円滑なオンライン化を可能とするとともに、行政手続オンライン化の対象範囲を明確にするため、所要の改正を行う。

郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年郡山市条例第67号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（管理運営等） 第10条 認定こども園の設置者は、次に掲げる基準に従い、管理運営を行わなければならない。 (1)～(11)（略） <u>(12)法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じること。</u>	（管理運営等） 第10条 認定こども園の設置者は、次に掲げる基準に従い、管理運営を行わなければならない。 (1)～(11)（略）

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

（提 案 要 旨）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

郡山市放課後児童クラブ条例（令和4年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（対象児童） 第6条 児童クラブに入所することができる者は、市内に住所を有し、かつ、郡山市立学校条例（昭和40年郡山市条例第45号）別表に規定する小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）に就学している児童で、当該児童の保護者その他規則で定める者の全ての者が、次に掲げる事由のいずれかに該当することにより、昼間家庭において、当該児童の健全な育成を行うことができないと認められるものとする。ただし、市長が必要と認める児童については、この限りでない。 (1)～(4) (略) (5) <u>妊娠中、出産後間もないこと又は子が一定の年齢に達するまでの養育期間中であること。</u> （入所の制限） 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所を許可しないことができる。 (1) (略) (2) <u>正当な理由なく第11条から第14条までに規定する使用料を滞納しているとき。</u> (3) (略) （入所又は延長利用許可の取消し等） 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所又は延長利用の許可を取り消し、又は利用を一時的に停止させることができる。	（対象児童） 第6条 児童クラブに入所することができる者は、市内に住所を有し、かつ、郡山市立学校条例（昭和40年郡山市条例第45号）別表に規定する小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）に就学している児童で、当該児童の保護者その他規則で定める者の全ての者が、次に掲げる事由のいずれかに該当することにより、昼間家庭において、当該児童の健全な育成を行うことができないと認められるものとする。ただし、市長が必要と認める児童については、この限りでない。 (1)～(4) (略) (5) 妊娠中又は出産後間もないこと。 （入所の制限） 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所を許可しないことができる。 (1) (略) (2) (略) （入所又は延長利用許可の取消し等） 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所又は延長利用の許可を取り消し、又は利用を一時的に停止させることができる。

(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
	(3) <u>正当な理由なく次条から第14条までに規定する使用料を滞納したとき</u>
(3) (略)	<u>。</u>
	(4) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第9条の規定によるこの条例の施行の日以降の入所に係る入所の制限は、同条の規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提 案 要 旨)

保護者が育児休業中等である児童が児童クラブを利用できるようにするとともに、放課後児童クラブ使用料の滞納を抑止し、入所に係る公平性を担保するため、所要の改正を行う。

郡山市立学校条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市立学校条例等の一部を改正する条例

(郡山市立学校条例の一部改正)

第1条 郡山市立学校条例(昭和40年郡山市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
別表(第2条関係) 小学校	別表(第2条関係) 小学校																		
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	(略)		<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>郡山市立熱海小学校石筵分校</td><td>郡山市熱海町石筵字原田311番地の1</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>郡山市立御館小学校</td><td>郡山市中田町中津川字町田前278番地</td></tr> <tr> <td>郡山市立宮城小学校</td><td>郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1</td></tr> <tr> <td>郡山市立海老根小学校</td><td>郡山市中田町海老根字櫛山150番地</td></tr> </table>	名称	位置	(略)		郡山市立熱海小学校石筵分校	郡山市熱海町石筵字原田311番地の1	(略)		郡山市立御館小学校	郡山市中田町中津川字町田前278番地	郡山市立宮城小学校	郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1	郡山市立海老根小学校	郡山市中田町海老根字櫛山150番地
名称	位置																		
(略)																			
名称	位置																		
(略)																			
郡山市立熱海小学校石筵分校	郡山市熱海町石筵字原田311番地の1																		
(略)																			
郡山市立御館小学校	郡山市中田町中津川字町田前278番地																		
郡山市立宮城小学校	郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1																		
郡山市立海老根小学校	郡山市中田町海老根字櫛山150番地																		
中学校	中学校																		
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	(略)		<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>郡山市立御館中学校</td><td>郡山市中田町中津川字町田前388番地</td></tr> <tr> <td>郡山市立宮城中学校</td><td>郡山市中田町高倉字古御館178番地の1</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	(略)		郡山市立御館中学校	郡山市中田町中津川字町田前388番地	郡山市立宮城中学校	郡山市中田町高倉字古御館178番地の1	(略)					
名称	位置																		
(略)																			
名称	位置																		
(略)																			
郡山市立御館中学校	郡山市中田町中津川字町田前388番地																		
郡山市立宮城中学校	郡山市中田町高倉字古御館178番地の1																		
(略)																			

(郡山市学校給食共同調理場条例の一部改正)

第2条 郡山市学校給食共同調理場条例(昭和41年郡山市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置)	(名称及び位置)

第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	

第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
郡山市立宮城小学校共同調理場	郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1
(略)	
郡山市立御館小学校共同調理場	郡山市中田町中津川字町田前278番地

(郡山市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第3条 郡山市放課後児童クラブ条例（令和4年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）														
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	位置	(略)		<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>御館小児童クラブ</td><td>郡山市中田町中津川字町田前278番地</td></tr> <tr> <td>宮城小児童クラブ</td><td>郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	位置	(略)		御館小児童クラブ	郡山市中田町中津川字町田前278番地	宮城小児童クラブ	郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1	(略)	
名称	位置														
(略)															
名称	位置														
(略)															
御館小児童クラブ	郡山市中田町中津川字町田前278番地														
宮城小児童クラブ	郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1														
(略)															

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

学校統合に伴い郡山市立熱海小学校石筵分校、郡山市立御館小学校、郡山市立宮城小学校、郡山市立海老根小学校、郡山市立御館中学校及び郡山市立宮城中学校並びに郡山市立宮城小学校共同調理場及び郡山市立御館小学校共同調理場並びに御館小児童クラブ及び宮城小児童クラブを廃止するため、所要の改正を行う。

郡山市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市保育所条例の一部を改正する条例

(郡山市保育所条例の一部改正)

第1条 郡山市保育所条例(昭和40年郡山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
(略)			(略)		
郡山市桃見台保育所	郡山市桃見台10番2号	40名	郡山市桃見台保育所	郡山市桃見台10番2号	60名
(略)			(略)		
郡山市御代田保育所	郡山市田村町御代田字若葉町29番地	35名	郡山市御代田保育所	郡山市田村町御代田字若葉町29番地	60名
郡山市針生保育所	郡山市大槻町字針生前田26番地の2	35名	郡山市針生保育所	郡山市大槻町字針生前田26番地の2	60名
(略)			(略)		

第2条 郡山市保育所条例の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
(略)			(略)		
郡山市桃見台保育所	郡山市桃見台10番2号	32名	郡山市桃見台保育所	郡山市桃見台10番2号	40名
(略)			(略)		
郡山市御代田保育所	郡山市田村町御代田字若葉町29番地	28名	郡山市御代田保育所	郡山市田村町御代田字若葉町29番地	35名
郡山市針生保育所	郡山市大槻町字針生前田26番地の2	28名	郡山市針生保育所	郡山市大槻町字針生前田26番地の2	35名
郡山市鶴見坦保育所	郡山市鶴見坦二丁目4番19号	48名	郡山市鶴見坦保育所	郡山市鶴見坦二丁目4番19号	60名
(略)			(略)		

第3条 郡山市保育所条例の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
(略)			(略)		
郡山市桃見台保育所	郡山市桃見台10番2号	20名	郡山市桃見台保育所	郡山市桃見台10番2号	32名
(略)			(略)		
郡山市御代田保育所	郡山市田村町御代田字若葉町29番地	20名	郡山市御代田保育所	郡山市田村町御代田字若葉町29番地	28名
郡山市針生保育所	郡山市大槻町字針生前田26番地の2	20名	郡山市針生保育所	郡山市大槻町字針生前田26番地の2	28名
郡山市鶴見坦保育所	郡山市鶴見坦二丁目4番19号	24名	郡山市鶴見坦保育所	郡山市鶴見坦二丁目4番19号	48名
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- この条例中附則第2項の規定は公布の日から、第1条の規定は令和9年4月1日から、第2条の規定は令和10年4月1日から、第3条の規定は令和11年4月1日から施行する。

(郡山市保育所条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 郡山市保育所条例の一部を改正する条例（令和4年郡山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定を次のように改める。

別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
(略)			(略)		
郡山市桃見台保育所	郡山市桃見台10番2号	20名	郡山市桃見台保育所	郡山市桃見台10番2号	20名
(略)			(略)		
郡山市御代田保育所	郡山市田村町御代田字若葉町29番地	20名	郡山市御代田保育所	郡山市田村町御代田字若葉町29番地	20名
郡山市針生保育所	郡山市大槻町字針生前田26番地の2	20名	郡山市針生保育所	郡山市大槻町字針生前田26番地の2	20名
郡山市鶴見坦保育所	郡山市鶴見坦二丁目4番19号	24名	郡山市鶴見坦保育所	郡山市鶴見坦二丁目4番19号	24名

(略)

(提 案 要 旨)

郡山市桃見台保育所ほか、3保育所の令和11年度末の廃止に向け、入所定員を逡減する。

郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び郡山市病院及び介護医療院条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び郡山市病院及び介護医療院条例の一部を改正する条例

(郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年郡山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(助成の対象) 第3条 (略) 2 前項に規定する重度心身障害者のうち次の各号のいずれかの入所、入院又は入居(以下「入所等」という。)をしているものについては、その者が当該入所等の前に本市の区域内に住所を有していない場合(継続して2以上の入所等をしている重度心身障害者にあつては、最初の入所等の前に本市の区域内に住所を有していない場合)は、同項本文の規定にかかわらず、重度心身障害者医療の助成を受けることができない。 (1)～(5) (略) (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第24項に規定する介護保険施設への入所 (7) (略) 3 (略)	(助成の対象) 第3条 (略) 2 前項に規定する重度心身障害者のうち次の各号のいずれかの入所、入院又は入居(以下「入所等」という。)をしているものについては、その者が当該入所等の前に本市の区域内に住所を有していない場合(継続して2以上の入所等をしている重度心身障害者にあつては、最初の入所等の前に本市の区域内に住所を有していない場合)は、同項本文の規定にかかわらず、重度心身障害者医療の助成を受けることができない。 (1)～(5) (略) (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第25項に規定する介護保険施設への入所 (7) (略) 3 (略)

(郡山市病院及び介護医療院条例の一部改正)

第2条 郡山市病院及び介護医療院条例(平成15年郡山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、長期療養を要する高齢者等にリハビリテーション	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、長期療養を要する高齢者等にリハビリテーション

を中心とした医療及び介護サービスを提供し、社会参加を支援するため、病院及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項の介護医療院（以下「病院等」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 病院等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
郡山市医療介護病院	(略)
郡山市医療介護病院介護医療院	

（介護医療院の事業等）

第3条の2 郡山市医療介護病院介護医療院は、介護保険法第8条第28項の介護医療院サービスのほか規則で定める介護サービスに関する事業を行う。

。

2 (略)

（指定手続）

第6条 第4条の規定による指定（以下「指定」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人のうちから、市長があらかじめ指名したものの申請により行う。ただし、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された法人にあっては、当該指名の日において、当該取消しの日の翌日から起算して2年を経過していなければならない。

。

(1)～(5) (略)

2～5 (略)

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条中郡山市病院及び介護医療院条例第2条及び第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提 案 要 旨）

介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

を中心とした医療及び介護サービスを提供し、社会参加を支援するため、病院及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項の介護医療院（以下「病院等」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 病院等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
郡山市医療介護病院	(略)
郡山市医療介護病院介護医療院	

（介護医療院の事業等）

第3条の2 郡山市医療介護病院介護医療院は、介護保険法第8条第29項の介護医療院サービスのほか規則で定める介護サービスに関する事業を行う。

。

2 (略)

（指定手続）

第6条 第4条の規定による指定（以下「指定」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人のうちから、市長があらかじめ指名したものの申請により行う。ただし、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された法人にあっては、前条の規定による公告又は指名の日において、当該取消しの日の翌日から起算して2年を経過していなければならない。

(1)～(5) (略)

2～5 (略)

郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年郡山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（登録の資格） 第2条 認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）は、1団体1個に限り認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 （1）地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 （2）～（4）（略） （登録） 第4条 市長は、前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、<u>省令第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査したうえ、登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 <u>省令第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面により当該代理人による申請又は届出をすることができる。この場合において、第3条第1項の規定中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第8条及び第10条の規定中「登録者」とあるのは「登録者の代理人」と読み替えるものとする。	（登録の資格） 第2条 認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）は、1団体1個に限り認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 （1）地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 （2）～（4）（略） （登録） 第4条 市長は、前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、<u>省令第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査したうえ、登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 <u>省令第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人をおいている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面により当該代理人による申請又は届出をすることができる。この場合において、第3条第1項の規定中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第8条及び第10条の規定中「登録者」とあるのは「登録者の代理人」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成7年郡山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（一般廃棄物の処理） 第26条 （略） 2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第6条の2第2項及び第4項に規定する基準に基づき処理しなければならない。 3・4 （略） （<u>非常災害廃棄物処理受託者等による施設の設置に係る報告書等の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設の種類</u>） 第35条の13 <u>非常災害廃棄物処理受託者、非常災害廃棄物処理再受託者若しくは法第6条の2第3項後段の規定による処分の委託を受けた者又は特別管理非常災害廃棄物処理受託者、特別管理非常災害廃棄物処理再受託者若しくは法第6条の2第5項後段の規定による処分の委託を受けた者（以下「非常災害廃棄物処理受託者等」という。）が行う法第9条の3の3第3項の規定による同条第1項及び第2項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（次条、第35条の15及び第35条の17において「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（次条、第35条の15及び第35条の18において「報告書等」という。）の公衆への縦覧並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（次条及び第35条の16において「意見書」という。）の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の</u>は、政令第5条第1項に規定す	（一般廃棄物の処理） 第26条 （略） 2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第6条の2第2項及び第3項に規定する基準に基づき処理しなければならない。 3・4 （略） （<u>災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書等の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の</u>） 第35条の13 <u>市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）が行う法第9条の3の3第2項の規定による同条第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（次条、第35条の15及び第35条の17において「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下この条、次条、第35条の15及び第35条の18において「報告書等」という。）の公衆への縦覧並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（次条及び第35条の16において「意見書」という。）の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の</u>は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下この条から第35条の18までにおいて「施設」という。）とする。

るごみ処理施設のうち焼却施設（以下この条から第35条の18までにおいて「施設」という。）とする。

（非常災害廃棄物処理受託者等による施設の設置に係る報告書等の縦覧の公告）

第35条の14 非常災害廃棄物処理受託者等は、法第9条の3の3第3項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（次条において「縦覧の場所」という。）及び期間（次条及び第35条の16において「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 非常災害廃棄物処理受託者等の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2)～(9) （略）

（非常災害廃棄物処理受託者等による施設の設置に係る報告書等の縦覧の場所及び期間）

第35条の15 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 非常災害廃棄物処理受託者等の事務所

(2)・(3) （略）

2 （略）

（非常災害廃棄物処理受託者等による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限）

第35条の16 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 非常災害廃棄物処理受託者等の事務所

(2) （略）

2 （略）

（非常災害廃棄物処理受託者等による施設の設置に係る生活環境影響調査と環境影響評価との関係）

第35条の17 （略）

（非常災害廃棄物処理受託者等による施設の設置に係る報告書等に関する

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書等の縦覧の公告）

第35条の14 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（次条において「縦覧の場所」という。）及び期間（次条及び第35条の16において「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2)～(9) （略）

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書等の縦覧の場所及び期間）

第35条の15 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の事務所

(2)・(3) （略）

2 （略）

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限）

第35条の16 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の事務所

(2) （略）

2 （略）

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る生活環境影響調査と環境影響評価との関係）

第35条の17 （略）

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書等に関する他の市

他の市町村との協議) 第35条の18 市長は、<u>非常災害廃棄物処理受託者等</u>による施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該<u>非常災害廃棄物処理受託者等</u>をして当該区域を管轄する市町村の長に対し報告書等の写しを送付させ、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。 (1)～(3) (略)	町村との協議) 第35条の18 市長は、<u>災害廃棄物処分受託者</u>による施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該<u>災害廃棄物処分受託者</u>をして当該区域を管轄する市町村の長に対し報告書等の写しを送付させ、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。 (1)～(3) (略)
--	---

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提 案 要 旨)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市交通安全対策会議条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市交通安全対策会議条例を廃止する条例

郡山市交通安全対策会議条例（平成9年郡山市条例第9号）を廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前		
別表第2（第2条関係） 附属機関の委員等の報酬		別表第2（第2条関係） 附属機関の委員等の報酬		
区分	報酬額	区分	報酬額	
(略)		(略)		
		交通安全対策会議	委員	日額 8,100円
			特別委員	
			幹事	
(略)		(略)		
備考（略）		備考（略）		

（提 案 要 旨）

郡山市交通安全計画を次期以降作成しないことから、条例を廃止する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 契約の目的 郡山市西庁舎ZEB化改修工事
- 2 工事場所 郡山市桑野一丁目地内
- 3 工事概要 郡山市西庁舎設計業務及び建築・機械設備・電気設備改修工事
 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 階 数 地下1階地上8階建
 延床面積 15,718.99平方メートル
- 4 契約金額 金2,547,492,200円
- 5 契約の方法 随意契約
- 6 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目1番1号
 大成建設・土田設計共同企業体
 構 成 員 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目1番1号
 (代表者) 大成建設株式会社東北支店
 執行役員支店長 吉 田 真 悟
 構 成 員 郡山市栄町9番3号
 株式会社土田建築設計事務所郡山支店
 郡山支店長 飛 木 佳 奈
- 7 支出科目 令和8年度(継続費)
 一般会計
 (款) 2 総務費
 (項) 1 総務管理費
 (目) 1 総務法務費

(提 案 要 旨)

郡山市西庁舎ＺＥＢ化改修工事の請負契約を締結する。

和解及び債権の放棄について

次により和解し、債権を放棄するものとする。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

1 相手方

所在地

法人名

代表者名

2 事件の概要

(1) 郡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、別表に掲げる業務委託（以下「本業務委託」という。）について契約を締結した。

(2) 甲は、乙に対し、本業務委託について、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を含む委託料を支払っていたが、本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業に位置付けられる一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業を委託するものであり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する特定の資産の譲渡等に該当することから、消費税及び地方消費税は課されない事業であった。

(3) 甲は、乙に対し、支払った委託料のうち消費税相当額分を不当利得として返還を求めた。

3 和解条項

(1) 甲及び乙は、甲が乙に対し、平成28年4月1日から令和8年1月31日までに支出した本業務委託に関する委託料733,635,739円のうち、消費税相当額分62,779,521円について、不当利得返還請求権を有していることを相互に確認する。

(2) 乙は、甲に対し、前号に規定する消費税相当額分のうち、令和2年4月1日から令和8年1月31日までに支払いをした43,552,621円について、甲が指定する期日までに甲の指定する方法により支払う。

(3) 甲は、第1号に規定する消費税相当額分のうち、前号の規定により支払われる額を差し引いた19,226,900円について、不当利得返還請求権を放棄する。

(4) 甲及び乙は、両者の間には本業務委託に関する消費税相当額の過払いに関しては、前3号に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(提 案 要 旨)

和解し、債権を放棄する。

(別表)

対象業務委託名	(甲) 支払委託料 (平成28年4月1日から 令和8年1月31日まで)	(甲) 債権額 (消費税相当額)	(甲) 債権放棄額	(乙) 返還額
郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）業務委託 (令和2年度)	28,223,929円	2,565,811円	0円	2,565,811円
郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）業務委託 (令和3年度及び令和4年度)	57,578,400円	5,234,400円	0円	5,234,400円
郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）業務委託 (令和5年度から令和7年度まで)	82,934,610円	7,539,510円	0円	7,539,510円
郡山市一時的保育事業（郡山市こども総合支援センター）業務委託 (令和元年度から令和3年度まで)	60,207,000円	5,307,000円	1,647,000円	3,660,000円
郡山市一時預かり事業（郡山市こども総合支援センター）業務委託 (令和4年度及び令和5年度)	57,200,000円	5,200,000円	0円	5,200,000円
郡山市一時預かり事業（郡山市こども総合支援センター）業務委託 (令和6年度及び令和7年度)	53,499,600円	4,863,600円	0円	4,863,600円
郡山市一時的保育事業・地域子育て支援拠点事業業務委託 (平成28年度から平成30年度まで)	187,920,000円	13,920,000円	13,920,000円	0円
郡山市一時的保育事業（保育所）業務委託	71,557,500円	6,307,500円	1,957,500円	4,350,000円

(令和元年度から令和3年度まで)				
郡山市一時預かり事業（保育所）業務委託 （令和4年度及び令和5年度）	57,640,000円	5,240,000円	0円	5,240,000円
郡山市一時預かり事業（保育所）業務委託 （令和6年度及び令和7年度）	53,892,300円	4,899,300円	0円	4,899,300円
郡山市地域子育て支援拠点事業（南部）業務委託 （平成29年度及び平成30年度）	22,982,400円	1,702,400円	1,702,400円	0円
合計	733,635,739円	62,779,521円	19,226,900円	43,552,621円

郡山市放課後児童クラブの指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- | | | | |
|---|-----------|-----|-------------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | 所在地 | 郡山市堂前町5番21号ほか |
| | | 名 称 | 郡山市放課後児童クラブ（金透小児童クラブほか） |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 所在地 | 東京都港区三田三丁目5番19号 |
| | | 名 称 | 株式会社明日葉 |
| | | 代表者 | 代表取締役 大 隈 太嘉志 |
| 3 | 指 定 期 間 | | 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで |

（提 案 要 旨）

放課後児童クラブの指定管理者を指定する。

専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事項は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 専決第17号 郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）
- 2 専決第19号 令和8年度郡山市一般会計補正予算（第6号）（別紙）

（提 案 要 旨）

専決処分の承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

令和8年度国民健康保険税について、令和8年7月14日付けで税額通知することから、直ちに郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため。

令和8年7月14日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

郡山市国民健康保険税条例（昭和40年郡山市条例第134号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保険税の減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入	（保険税の減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入

金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,900円

(イ) 特定世帯 5,950円

(ウ) 特定継続世帯 8,925円

ウ～ケ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,500円

(イ) 特定世帯 4,250円

(ウ) 特定継続世帯 6,375円

ウ～ケ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,880円

(イ) 特定世帯 6,440円

(ウ) 特定継続世帯 9,660円

ウ～ケ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,200円

(イ) 特定世帯 4,600円

(ウ) 特定継続世帯 6,900円

ウ～ケ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア （略） イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,400円</u> （イ）特定世帯 <u>1,700円</u> （ウ）特定継続世帯 <u>2,550円</u> ウ～ケ （略） 2～4 （略）	額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア （略） イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,680円</u> （イ）特定世帯 <u>1,840円</u> （ウ）特定継続世帯 <u>2,760円</u> ウ～ケ （略） 2～4 （略）
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の郡山市国民健康保険税条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和8年度郡山市一般会計補正予算（第6号）（別紙）

理 由

郡山総合体育館の修繕について、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

令和8年7月28日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

令和8年度郡山市一般会計補正予算(第6号)

令和8年度郡山市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ70,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,805,608千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
21 繰入金		6,264,676	70,000	6,334,676
	2 基金繰入金	6,034,853	70,000	6,104,853
歳 入	合 計	142,735,608	70,000	142,805,608

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 教育費		15,946,774	68,090	16,014,864
	4 保健体育費	1,432,407	68,090	1,500,497
14 予備費		294,164	1,910	296,074
	1 予備費	294,164	1,910	296,074
歳 出	合 計	142,735,608	70,000	142,805,608

一般会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税	56,421,254	0	56,421,254
2 地方譲与税	1,259,633	0	1,259,633
3 利子割交付金	129,011	0	129,011
4 配当割交付金	427,869	0	427,869
5 株式等譲渡所得割交付金	648,613	0	648,613
6 法人事業税交付金	963,463	0	963,463
7 地方消費税交付金	9,811,205	0	9,811,205
8 ゴルフ場利用税交付金	17,029	0	17,029
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	10,846	0	10,846
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,455	0	3,455
12 地方特例交付金	311,793	0	311,793
13 地方交付税	14,132,000	0	14,132,000
14 交通安全対策特別交付金	41,000	0	41,000
15 分担金及び負担金	488,775	0	488,775
16 使用料及び手数料	2,453,984	0	2,453,984
17 国庫支出金	25,262,082	0	25,262,082
18 県支出金	12,394,593	0	12,394,593
19 財産収入	363,549	0	363,549
20 寄附金	221,096	0	221,096
21 繰入金	6,264,676	70,000	6,334,676
22 繰越金	1,600,000	0	1,600,000
23 諸収入	3,395,081	0	3,395,081
24 市債	6,114,600	0	6,114,600
歳 入 合 計	142,735,608	70,000	142,805,608

一般会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	672,760	0	672,760				
2 総務費	15,824,069	0	15,824,069				
3 民生費	59,244,756	0	59,244,756				
4 衛生費	12,896,520	0	12,896,520				
5 労働費	170,024	0	170,024				
6 農林水産業費	3,710,756	0	3,710,756				
7 商工費	5,363,916	0	5,363,916				
8 土木費	16,168,297	0	16,168,297				
9 消防費	4,254,438	0	4,254,438				
10 教育費	15,946,774	68,090	16,014,864				68,090
11 災害復旧費	48,366	0	48,366				
12 公債費	8,140,767	0	8,140,767				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	294,164	1,910	296,074				1,910
歳 出 合 計	142,735,608	70,000	142,805,608				70,000

一般会計

2 歳入

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	4,530,000	70,000	4,600,000	1 財政調整基金繰入金	70,000	財政調整基金繰入金 70,000
計	6,034,853	70,000	6,104,853			

21款 繰入金

3 歳出

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 スポーツ振興費	1,432,407	68,090	1,500,497	一般財源 68,090	10 需用費	68,090	◎体育館費 68,090
計	1,432,407	68,090	1,500,497	一般財源 68,090			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	294,164	1,910	296,074	一般財源 1,910			
計	294,164	1,910	296,074	一般財源 1,910			

10款 教育費

14款 予備費

(予 算 資 料)

1 令和8年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		142,735,608	70,000	142,805,608
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	27,566,246	0	27,566,246
	後期高齢者医療特別会計	5,113,650	0	5,113,650
	介護保険特別会計	28,732,393	0	28,732,393
	公共用地先行取得事業特別会計	5,087	0	5,087
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	255	0	255
	富田第二土地区画整理事業特別会計	17,019	0	17,019
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	1,119,515	0	1,119,515
	徳定土地区画整理事業特別会計	540,281	0	540,281
	大町土地区画整理事業特別会計	751,107	0	751,107
	駐車場事業特別会計	196,711	0	196,711
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,886	0	22,886
	総合地方卸売市場特別会計	761,783	0	761,783
	工業団地開発事業特別会計	676,345	0	676,345
	熱海温泉事業特別会計	579,054	0	579,054
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	15,040	0	15,040
	多田野財産区特別会計	5,620	0	5,620
	河内財産区特別会計	18,560	0	18,560

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	月形財産区特別会計	890	0	890
	舟津財産区特別会計	23,939	0	23,939
	館財産区特別会計	18,233	0	18,233
	浜路財産区特別会計	761	0	761
	横沢財産区特別会計	4,552	0	4,552
	中野財産区特別会計	4,300	0	4,300
	後田財産区特別会計	2,188	0	2,188
	水道事業会計	14,028,735	0	14,028,735
	簡易水道事業会計	295,696	0	295,696
	下水道事業会計	20,681,664	0	20,681,664
	農業集落排水事業会計	1,280,268	0	1,280,268
	計	102,462,778	0	102,462,778
合 計		245,198,386	70,000	245,268,386

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款 名 節 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 報酬															0	2,688,099	2,688,099
2 給料															0	8,516,521	8,516,521
3 職員手当等															0	6,538,880	6,538,880
4 共済費															0	3,514,288	3,514,288
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	989	989
7 報償費															0	587,605	587,605
8 旅費															0	230,908	230,908
9 交際費															0	3,766	3,766
10 需用費										68,090					68,090	7,162,410	7,230,500
11 役務費															0	972,587	972,587
12 委託料															0	20,005,114	20,005,114
13 使用料及び賃借料															0	2,570,049	2,570,049
14 工事請負費															0	6,180,687	6,180,687
15 原材料費															0	72,038	72,038
16 公有財産購入費															0	50,388	50,388
17 備品購入費															0	400,139	400,139
18 負担金補助及び交付金															0	28,882,052	28,882,052
19 扶助費															0	27,346,051	27,346,051
20 貸付金															0	2,656,979	2,656,979
21 補償補填及び賠償金															0	170,591	170,591
22 償還金利子及び割引料															0	8,488,822	8,488,822
23 投資及び出資金															0	1,417,509	1,417,509
24 積立金															0	3,538,400	3,538,400
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,344	9,344
27 繰出金															0	10,435,135	10,435,135
予備費														1,910	1,910	294,164	296,074
歳 出 合 計										68,090				1,910	70,000	142,735,608	142,805,608

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款 名 性 質 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 人件費															0	21,332,759	21,332,759
うち職員給															0	8,516,521	8,516,521
2 扶助費															0	37,087,280	37,087,280
3 公債費															0	8,140,767	8,140,767
4 物件費															0	26,536,143	26,536,143
5 維持補修費										68,090					68,090	2,350,102	2,418,192
6 補助費等															0	19,021,861	19,021,861
うち補助交付金															0	5,803,900	5,803,900
7 積立金															0	3,538,400	3,538,400
8 投資及び出資金															0	1,417,509	1,417,509
9 貸付金															0	2,656,979	2,656,979
10 繰出金															0	10,435,135	10,435,135
11 普通建設事業費															0	9,758,938	9,758,938
(1)補助事業費															0	2,767,701	2,767,701
(2)単独事業費															0	6,991,237	6,991,237
12 災害復旧事業費															0	165,571	165,571
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														1,910	1,910	294,164	296,074
歳 出 合 計										68,090				1,910	70,000	142,735,608	142,805,608

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月2日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 専決第18号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 2 専決第20号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 3 専決第21号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 4 専決第22号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和8年7月23日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和8年5月21日午前10時20分頃、郡山市富久山町久保田字池下15番3地先において、当市自動車が進退する際、誤って

所有の普通乗用車へ接触し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

(1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、に対し、金1,495,500円を支払う。

(2) は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金1,495,500円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和8年7月31日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和7年12月15日議会の議決を得た大町土地区画整理事業ペDESTロリアンデッキ整備工事（施設上部工）の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

4 契約金額中「392,700,000円」を「397,958,000円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和8年8月7日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和8年7月8日午前7時50分頃、富田親水広場敷地内において、[REDACTED]が木道に登ったところ、木板が跳ね上がり負傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED]に対し、金9,442円を支払う。
- (2) [REDACTED]は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金9,442円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和8年8月7日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和8年5月2日午前9時55分頃、郡山市熱海フットボールセンター駐車場において、当市消防ポンプ自動車が後進により駐車する際、誤って
所有の普通乗用車へ接触し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、
(2) は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金190,575円